

## 社会福祉事業一覧

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名	個別法の名称	個別法の条文	
<b>第一種社会福祉事業</b>					
第2条第2項第1号	救護施設	救護施設	生活保護法	第38条第2項	
	更生施設	更生施設		第38条第3項	
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業	医療保護施設			第38条第4項
		授産施設（保護授産施設）			第38条第5項
		宿所提供施設			第38条第6項
生計困難者に対して助葬を行う事業	葬祭扶助		第18条		
第2条第2項第2号	乳児院	乳児院	児童福祉法	第37条	
	母子生活支援施設	母子生活支援施設		第38条	
	児童養護施設	児童養護施設		第41条	
	障害児入所施設	障害児入所施設		第42条	
	児童心理治療施設	児童心理治療施設		第43条の2	
	児童自立支援施設	児童自立支援施設		第44条	
第2条第2項第3号	養護老人ホーム	養護老人ホーム	老人福祉法	第20条の4	
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		介護保険法	第8条第27項
		介護老人福祉施設			第8条第22項
	地域密着型介護老人福祉施設				
	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉法	第20条の6	
第2条第2項第4号	障害者支援施設	障害者支援施設	障害者総合法	第5条第11項	
第2条第2項第6号	婦人保護施設	婦人保護施設	売春防止法	第36条	
第2条第2項第7号	授産施設	授産施設（社会事業授産施設）	（社会福祉法）	（第2条第2項第7号）	
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	生活福祉資金貸付制度			

# 社会福祉事業一覧

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名	個別法の名称	個別法の条文
<b>第二種社会福祉事業</b>				
第2条第3項第1号	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	生計困難者に対する相談支援事業、総合相談支援事業など	(社会福祉法)	(第2条第3項第1号)
第2条第3項第1号の2	認定生活困窮者就労訓練事業	認定生活困窮者就労訓練事業	生活困窮者自立支援法	第16条
第2条第3項第2号	障害児通所支援事業	児童発達支援	児童福祉法	第6条の2の2第2項
		医療型児童発達支援		第6条の2の2第3項
		放課後等デイサービス		第6条の2の2第4項
		居宅訪問型児童発達支援		第6条の2の2第5項
		保育所等訪問支援		第6条の2の2第6項
	障害児相談支援事業	障害児相談支援事業		第6条の2の2第7項
	児童自立生活援助事業	児童自立生活援助事業		第6条の3第1項
	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業		第6条の3第2項
	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業		第6条の3第3項
	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業		第6条の3第4項
	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業		第6条の3第5項
	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業		第6条の3第6項
	一時預かり事業	一時預かり事業		第6条の3第7項
	小規模住居型児童養育事業	小規模住居型児童養育事業		第6条の3第8項
	小規模保育事業	小規模保育事業(定員10人以上)		第6条の3第10項
	病児保育事業	病児保育事業		第6条の3第13項
	子育て援助活動支援事業	子育て援助活動支援事業		第6条の3第14項
	助産施設	助産施設		第36条
	保育所	保育所		第39条第1項
			保育所型認定こども園	認定こども園法
	児童厚生施設	児童厚生施設	児童福祉法	第40条
	児童家庭支援センター	児童家庭支援センター		第44条の2第1項
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	利用者支援事業	子ども・子育て支援法	第59条第1項
第2条第3項第2号の2	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園	認定こども園法	第2条第7項
第2条第3項第2号の3	養子縁組あっせん事業	養子縁組あっせん事業	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	第2条第4号
第2条第3項第3号	母子家庭日常生活支援事業	母子家庭日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第17条第1項
	父子家庭日常生活支援事業	父子家庭日常生活支援事業		第31条の7第1項
	寡婦日常生活支援事業	寡婦日常生活支援事業		第33条第1項
	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉施設		第38条
第2条第3項第4号	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人福祉法	第5条の2第2項
		訪問介護	介護保険法	第8条第2項
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護		第8条第15項
		夜間対応型訪問介護		第8条第16項
		第1号訪問事業		第115条の45第1項第1号イ
	老人デイサービス事業	老人デイサービス事業	老人福祉法	第5条の2第3項
		通所介護	介護保険法	第8条第7項
		地域密着型通所介護		第8条第17項
		認知症対応型通所介護		第8条第18項
		介護予防認知症対応型通所介護		第8条の2第13項
		第1号通所事業		第115条の45第1項第1号ロ
	老人短期入所事業	老人短期入所事業	老人福祉法	第5条の2第4項
		短期入所生活介護	介護保険法	第8条第9項
		介護予防短期入所生活介護		第8条の2第7項
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護事業	老人福祉法	第5条の2第5項
		小規模多機能型居宅介護	介護保険法	第8条第19項
介護予防小規模多機能型居宅介護			第8条の2第14項	
認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型老人共同生活援助事業	老人福祉法	第5条の2第6項	
	認知症対応型共同生活介護	介護保険法	第8条第20項	
	介護予防認知症対応型共同生活介護		第8条の2第15項	

## 社会福祉事業一覧

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名	個別法の名称	個別法の条文	
	複合型サービス福祉事業	複合型サービス福祉事業	老人福祉法	第5条の2第7項	
		看護小規模多機能型居宅介護	介護保険法	第8条第23項	
	老人デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	老人福祉法	第20条の2の2	
		通所介護	介護保険法	第8条第7項	
		地域密着型通所介護		第8条第17項	
		認知症対応型通所介護		第8条第18項	
		介護予防認知症対応型通所介護		第8条の2第13項	
		第1号通所事業		第115条の45第1項第1号ロ	
	老人短期入所施設	老人短期入所施設	老人福祉法	第20条の3	
		短期入所生活介護	介護保険法	第8条第9項	
		介護予防短期入所生活介護		第8条の2第7項	
	老人福祉センター	老人福祉センター	老人福祉法	第20条の7	
	老人介護支援センター	老人介護支援センター		第20条の7の2第1項	
第2条第3項第4号の2	障害福祉サービス事業	居宅介護	障害者総合法	第5条第2項	
		重度訪問介護		第5条第3項	
		同行援護		第5条第4項	
		行動援護		第5条第5項	
		療養介護		第5条第6項	
		生活介護		第5条第7項	
		短期入所		第5条第8項	
		重度障害者等包括支援		第5条第9項	
		自立訓練		第5条第12項	
		就労移行支援		第5条第13項	
		就労継続支援		第5条第14項	
		就労定着支援		第5条第15項	
		自立生活援助		第5条第16項	
		共同生活援助		第5条第17項	
		一般相談支援事業		一般相談支援事業	第5条第18項
	特定相談支援事業	特定相談支援事業	第5条第18項		
	移動支援事業	移動支援事業	第5条第26項		
	地域活動支援センター	地域活動支援センター	第5条第27項		
	福祉ホーム	福祉ホーム	第5条第28項		
	第2条第3項第5号	身体障害者生活訓練等事業	身体障害者生活訓練等事業	身体障害者福祉法	第4条の2第1項
手話通訳事業			第4条の2第2項		
介助犬訓練事業			第4条の2第3項		
聴導犬訓練事業					
身体障害者福祉センター			第31条		
補装具製作施設			第32条		
盲導犬訓練施設			第33条		
視聴覚障害者情報提供施設			第34条		
身体障害者の更生相談に応ずる事業			身体障害者更生相談所		第11条
第2条第3項第6号	知的障害者の更生相談に応ずる事業	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法	第12条	
第2条第3項第8号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	無料低額宿泊事業	(社会福祉法)	(第2条第3項第8号)	
第2条第3項第9号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業	無料低額診療事業		(第2条第3項第9号)	
第2条第3項第10号	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業	無料低額介護老人保健施設利用事業、 無料低額介護医療院利用事業		(第2条第3項第10号)	
第2条第3項第11号	隣保事業	隣保事業		(第2条第3項第11号)	
第2条第3項第12号	福祉サービス利用援助事業	福祉サービス利用援助事業		(第2条第3項第12号)	
第2条第3項第13号 第2条第4項第5号	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業			(第2条第3項第13号) (第2条第4項第5号)

# 高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
施設から探す				
老人福祉施設				
老人デイサービスセンター	老人福祉法 第5条の3	次に掲げる施設をいう。 ＜通所の利用者に入浴、食事、機能訓練等を提供する施設＞ 身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者などを日中通わせ、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練、介護方法の指導、生活相談、健康状態の確認やレクリエーションなどを行う施設	—	—
老人短期入所施設 (ショートステイ)	老人福祉法 第20条の2	＜在宅の要介護高齢者のショートステイを実施する施設＞ 介護する家族等が病気などの理由により、在宅での介護が一時的に困難となった65歳以上の者を短期間入所させ、養護するための施設。入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練を行う。	第二種社会福祉事業	老人デイサービスセンター
養護老人ホーム	老人福祉法 第20条の3	＜環境的、経済的に困難した高齢者のための施設＞ 環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な65歳以上の者を対象に、市町村を通じて入所させ、食事等の提供その他の日常生活上必要なサービスを目的とする施設	第二種社会福祉事業	老人短期入所施設
特別養護老人ホーム	老人福祉法 第20条の4	＜要介護高齢者のための生活施設＞ 身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時介護が必要で、在宅介護が困難な65歳以上の要介護者を入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設	第一種社会福祉事業	養護老人ホーム
介護老人福祉施設	介護保険法 第8条第27項	入所定員が30人以上の特別養護老人ホーム。要介護3以上の認定を受けた人のための生活施設	第一種社会福祉事業	特別養護老人ホーム
	地域密着型 介護老人福祉施設	入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム。要介護3以上の認定を受けた町田市民が利用できる生活施設	第一種社会福祉事業	
軽費老人ホーム	老人福祉法 第20条の6	＜低所得高齢者のための住居＞ 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な高齢者を入所させ、無料又は低額な料金で食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与する施設で、次の4種類がある。	第一種社会福祉事業	軽費老人ホーム
	ケアハウス	＜車いすの利用に配慮し、自立した生活が送れる設備・構造＞ 自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる60歳以上の者を対象とする。介護の必要に応じてホームヘルパー等の在宅サービスを利用する。		
	都市型軽費老人ホーム	＜都市部における低所得高齢者に配慮した小規模なホーム＞ ケアハウスが入所定員20人以上、居室面積21.6㎡のに対し、都市型軽費老人ホームは入所定員20人以下、居室面積7.43㎡以上とし、利用料を低く抑えている。		
	軽費老人ホームA型 (経過措置)	＜食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する＞ 家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅で生活するには不安が認められる60歳以上の者を対象とする。		

# 高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
経費老人ホームB型 (経過措置)  老人福祉センター  老人福祉センター (特A型)  老人福祉センター (A型)  老人福祉センター (B型)	経費老人ホームの設備及び運営に関する基準 附則第11条第1項	<自炊を原則とする> A型の要件に加え、自炊できる者を対象とする。通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気のときに食事などのサービスを提供する。		
	老人福祉法 第20条の7	<地域の高齢者を支援する施設> 無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設。次の3種類がある。	第二種社会福祉事業	老人福祉センター
	老人福祉センター 設置運営要綱第二	市町村が運営し、日常生活全般にわたる相談、健康の増進や生業・就労に関する指導、訓練などを行う。		
	老人福祉センター 設置運営要綱第三	市町村や社会福祉法人が運営し、健康増進に関する指導以外の日常生活全般にわたる相談や教養講座などの実施、老人クラブ活動への援助などを行う。		
老人福祉センター 設置運営要綱第四	市町村や社会福祉法人が運営するA型の機能を補完する比較的小規模な施設			
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	老人福祉法 第20条の7の2第1項	<ニーズに合ったサービスを受けられるよう調整等を行う機関> 高齢者やその家族から在宅介護に関する相談に応じ、各種の福祉サービスが総合的に受けられるように、情報提供、関係機関、事業所等との連絡調整等を行う。 介護保険制度導入後、地域包括支援センターの創設により、その多くは地域包括支援センターへ移行したほか、地域包括支援センターのブランチ(地域包括支援センターに繋ぐための窓口)、サブセンター(支所)として位置付けられた。	第二種社会福祉事業	老人介護支援センター
介護保険施設	介護保険法 第8条第25項	介護保険サービスとして利用できる居住型の施設のこと、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院をいう。		
指定介護老人福祉施設	介護保険法 第8条第27項 第48条第1項第1号	都道府県知事が指定する介護老人福祉施設のこと。 ⇒特別養護老人ホーム ⇒施設サービス	第一種社会福祉事業	特別養護老人ホーム
介護福祉施設サービス	介護保険法 第8条第27項	⇒施設サービス		
介護老人保健施設	介護保険法 第8条第28項	入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護、介護を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の世話をを行い、心身の機能の維持回復を図り、在宅生活への復帰を目指す施設	公益事業 (施設で行う事業が第二種社会福祉事業に該当する場合は第二種社会福祉事業)	介護老人保健施設を営する事業
介護保健施設サービス	介護保険法 第8条第28項	⇒施設サービス		
無料低額介護老人保健施設 利用事業	社会福祉法 第2条第3項第10号	経済的理由により適切な介護を受けることが困難な人に対し、無料又は低額な料金で介護老人保健施設を利用させる事業	第二種社会福祉事業	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業

# 高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
介護医療院	介護保険法 第8条第29項	長期療養が必要な要介護者を対象とした、医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設。療養上の管理、看護、看診、医学的ケアを行う。	公益事業 (施設で行う事業が第二種社会福祉事業に該当する場合は第二種社会福祉事業)	介護医療院を営む事業
	介護保険法 第8条第29項	⇒施設サービス	—	—
介護医療院サービス	介護保険法 第8条第29項	⇒施設サービス	—	—
	無料・低額介護医療院 利用事業	経済的理由により適切な介護を受けることが困難な人に対し、無料又は低額な料金で介護医療院を利用させる事業	第二種社会福祉事業	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業
介護療養型医療施設 (経過措置)	介護保険法 旧第8条第26項	慢性疾患を有し、長期療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的ケアの下で介護、日常生活上の世話、機能訓練、ターミナルケアを行う施設(病院、診療所の病床)。2018年3月31日で廃止(2024年3月31日までの移行期間が設けられている。)	公益事業	介護療養型医療施設を営む事業
	介護療養施設サービス (経過措置)	⇒施設サービス	—	—
有料老人ホーム	老人福祉法 第29条第1項	民間が運営する高齢者のための施設 ＜高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な便宜(洗濯、掃除等の家事、健康管理)を提供する施設で、老人福祉施設やグループホームでないものをいう。施設の設置主体に制限はないが、事前に都道府県知事への届出が必要。入居は、施設と入居希望者との直接契約による。＞	公益事業	有料老人ホーム
	介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	有料老人ホーム設置 運営標準指針の別表	—	—
	介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	有料老人ホーム設置 運営標準指針の別表	介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要になったら、当該有料老人ホームの職員が提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、生活しつづけることができる。	—
	住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム設置 運営標準指針の別表	介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要になったら、生活しつづけることができる(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成などを実施し、介護サービスは委託先の事業所が提供する。)	—
	健康型有料老人ホーム	有料老人ホーム設置 運営標準指針の別表	生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要になったら、入居者自身の選択により、訪問介護などのサービスを利用しながら、生活しつづけることができる。	—
サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住)	高齢者の居住の安定確保 に関する法律(高齢者住まい法) 第5条第1項	民間が運営するバリアフリー構造等を有する高齢者のための住居＞ 一定の面積、設備とバリアフリー構造等を有する高齢者向けの賃貸住宅であって、安否確認、生活相談等のサービスを提供する。都道府県知事への登録が必要。有料老人ホームに該当するサ高住は、老人福祉法の規制も受ける。	公益事業 (必須サービスのみを提供する場合は、収益事業)	サービス付き高齢者向け住宅

# 高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
サービス・事業から探す				
居宅サービス				
訪問介護 (ホームヘルプ)	介護保険法 第8条第1項  介護保険法 第8条第2項	次に掲げるサービスをいう。  介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）などが要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）、調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の世話をを行う。 身体介護とは、利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作（ADL）や意欲の向上のために利用者と共同で行う自立支援のためのサービス。 生活援助とは、身体介護以外の介護であって、利用者が単身、又はその家族が病気等のために本人若しくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービス。	—  第二種社会福祉事業	—  老人居宅介護等事業
訪問入浴介護	介護保険法 第8条第3項	自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護師やホームヘルパーが入浴の介護を行う。	公益事業	訪問入浴介護事業
訪問看護	介護保険法 第8条第4項	病状が安定期にある要介護者に対して、医師の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。	公益事業	訪問看護事業
訪問リハビリテーション	介護保険法 第8条第5項	医師の指示に基づき、病院、診療所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。	公益事業	訪問リハビリテーション事業
居宅療養管理指導	介護保険法 第8条第6項	通院が困難な要介護者等に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行う。	公益事業	居宅療養管理指導事業
通所介護 (デイサービス)	介護保険法 第8条第7項	要介護者に日中、老人デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練、レクリエーションなどを行う。利用者の心身機能の維持向上とともに、家族の負担軽減を図る（利用定員が19人以上）。	第二種社会福祉事業	老人デイサービス事業 (又は老人デイサービスセンター)
通所リハビリテーション (デイケア)	介護保険法 第8条第8項	要介護者に対し、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等において、医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。	公益事業	通所リハビリテーション事業
短期入所生活介護 (福祉系ショートステイ)	介護保険法 第8条第9項	要介護者に特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため、又は家族の負担軽減を図るため、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用する。連続した利用は30日まで。	第二種社会福祉事業	老人短期入所事業（又は老人短期入所施設）
短期入所療養介護 (医療系ショートステイ)	介護保険法 第8条第10項	要介護者に介護老人保健施設や診療所、病院等に短期間入所してもらい、医師や看護師、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行う。連続した利用は30日まで。	公益事業	短期入所療養介護事業

# 高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	介護保険法 第8条第11項	介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等(特定施設)が、入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。 特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設の事業者はケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」がある。	公益事業 (事業規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款への記載は不要)	特定施設入居者生活介護事業
	介護保険法 第70条第4項	要介護1以上の認定を受けた高齢者が入居する特定施設において行われる特定施設入居者生活介護		
	介護保険法 第70条第5項	介護専用型以外の特定施設に入居する要介護者に対して行われる特定施設入居者生活介護		
	介護保険法 第8条第12項	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸し出しを行う。	公益事業	福祉用具貸与事業
	介護保険法 第8条第13項	福祉用具のうち、入浴や排せつに用いる貸与にならない用具を販売する。在宅の要介護者が介護保険の指定を受けた事業者から購入したときは、購入費の一部が支給される。	公益事業	福祉用具販売事業
地域密着型サービス	介護保険法 第8条第14項	次に掲げるサービスを行う。 原則として、事業所のある区市町村の被保険者(特定地域密着型サービス)については、事業所所在地に住居登録がある住所地特例者を含む。)だけが、サービスを利用できる。 利用者や利用者家族、区市町村職員又は地域包括支援センター職員などで構成される「運営推進会議」を開催することが義務付けられている。	—	—
特定地域密着型サービス	介護保険法 第8条第14項	次に掲げるサービスを行う。	—	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法 第8条第15項	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的に居宅を巡回したり、連絡のあった居宅を訪問したりして、ホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の介護や看護師による療養上の世話などを行う。 1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する「連携型」がある。	第二種社会福祉事業	老人居宅介護等事業
	介護保険法 第8条第16項	夜間に、ホームヘルパーなどが定期的に要介護者の居宅を巡回したり、連絡のあった居宅を訪問したりして、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練、レクリエーションなどを行う。利用者の心身機能の維持向上とともに、家族の負担軽減を図る。	第二種社会福祉事業	老人居宅介護等事業
	地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	介護保険法 第8条第17項		第二種社会福祉事業

# 高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)		
施設、事業、サービスの名称	認知症対応型通所介護	介護保険法第8条第18項	認知症の要介護者に老人デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う。	老人デイサービス事業 (又は老人デイサービスセンター)		
	小規模多機能型居宅介護	介護保険法第8条第19項	通所によるサービスを中心として、利用者の状態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う。	第二種社会福祉事業	小規模多機能型居宅介護事業	
		介護保険法第8条第23項	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供するサービスで、同じ事業所が「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」といった複数のサービスを提供することにより、医療ニーズの高い利用者も在宅での生活が継続できるよう支援する。	第二種社会福祉事業		
		法規則第17条の12	認知症の高齢者が5～9人の少人数で共同生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。	第二種社会福祉事業		
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	介護保険法第8条第20項	介護保険の指定を受けた入所定員29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	公益事業 (事業規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款への記載は不要)	特定施設入居者生活介護事業	
	地域密着型 特定施設入居者生活介護	介護保険法第8条第21項	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行う。	—	—	
	施設サービス	介護福祉施設サービス	介護保険法第8条第22項	介護福祉施設サービス及び介護医療院サービスをいう。	—	—
		介護福祉施設サービス	介護保険法第8条第26項	介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。	—	—
			介護保険法第8条第27項	介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき看護、医学的管理的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。	—	—
			介護保険法第8条第28項	介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。	—	—
介護医療院サービス		介護保険法第8条第29項	介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行う。	—	—	
介護療養施設サービス (経過措置)	介護保険法旧第8条第26項	介護療養型医療施設の療養病床等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う。	—	—		
介護予防サービス	介護保険法第8条の2第1項	要介護状態になることをできるだけ防ぎ、又は状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的として、高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援する。	—	—		

# 高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
介護予防訪問介護 (みなし指定)	介護保険法 旧第8条の2第2項	訪問介護員が要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う。 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス(第1号訪問事業)に移行されることとなった。町田市においては平成30年3月31日で終了した。	—	—
介護予防訪問入浴介護	介護保険法 第8条の2第2項	自宅の浴槽での入浴が困難な要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護師やホームヘルパーが入浴の介護を行う。	公益事業	訪問入浴介護事業
介護予防訪問看護	介護保険法 第8条の2第3項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対して、医師の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。	公益事業	訪問看護事業
介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法 第8条の2第4項	医師の指示に基づき、病院、診療所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。	公益事業	訪問リハビリテーション事業
介護予防居宅療養管理指導	介護保険法 第8条の2第5項	通院が困難な要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言を行う。	公益事業	居宅療養管理指導事業
介護予防通所介護 (みなし指定)	介護保険法 旧第8条の2第7項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に日中、老人デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを行う。 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス(第1号通所事業)に移行されることとなった。町田市においては平成30年3月31日で終了した。	—	—
介護予防通所リハビリテーション	介護保険法 第8条の2第6項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対し、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等において、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。	公益事業	通所リハビリテーション事業
介護予防短期入所生活介護	介護保険法 第8条の2第7項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に特別養護老人ホーム等の施設に短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	第二種社会福祉事業	老人短期入所事業(又は老人短期入所施設)
介護予防短期入所療養介護	介護保険法 第8条の2第8項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に介護老人保健施設や診療所、病院等に短期入所してもらい、医師や看護師、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行う。	公益事業	短期入所療養介護事業
介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法 第8条の2第9項	介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	公益事業 (事業規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款変更の必要なし)	特定施設入居者生活介護事業
介護予防福祉用具貸与	介護保険法 第8条の2第10項	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者の日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸し出しを行う。	公益事業	福祉用具貸与事業
特定介護予防福祉用具販売	介護保険法 第8条の2第11項	福祉用具のうち、入浴や排せつに用いる貸与にならない用具を販売する。要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者が介護保険の指定を受けた事業者から購入したときは、購入費の一部が支給される。	公益事業	特定福祉用具販売事業

# 高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
地域密着型介護予防サービス	介護保険法 第8条の2第12項	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。	—	—
特定地域密着型介護予防サービス	介護保険法 第8条の2第12項	次に掲げるサービスをいう。	—	—
介護予防 認知症対応型通所介護	介護保険法 第8条の2第13項	認知症の症状がある要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に日中、老人デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、生活上に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練などを行う。	第二種社会福祉事業	老人デイサービス事業 (又は老人デイサービスセンター)
介護予防 小規模多機能型居宅介護	介護保険法 第8条の2第14項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対して、通所によるサービスを中心として、利用者の状態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、生活上に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う。	第二種社会福祉事業	小規模多機能型居宅介護事業
介護予防 認知症対応型共同生活介護	介護保険法 第8条の2第15項	認知症の症状がある要支援2の認定を受けた高齢者が5～9人の少人数で共同生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。要支援1の者は利用できない。	第二種社会福祉事業	認知症対応型老人共同生活援助事業
居宅介護支援	介護保険法 第8条第24項	要介護者が居宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等に沿って、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業者等との連絡・調整などを行う。	公益事業	居宅介護支援事業
介護予防支援	介護保険法 第8条の2第16項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者が居宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの介護支援専門員(ケアマネジャー)が心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等に沿って、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業者等との連絡・調整などを行う。	公益事業	介護予防支援事業
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	介護保険法 第45条	要介護1以上の認定を受けた高齢者を対象として、在宅での生活に支障がないように、手すりの取付け等特定の住宅改修を行った場合に、一定の限度額(20万円)内において、かかった費用の9割(1割負担の場合)が介護保険の給付費として、市から払い戻される。	—	—
介護予防住宅改修費 (介護予防住宅改修)	介護保険法 第57条	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者を対象として、在宅での生活に支障がないように、手すりの取付け等特定の住宅改修を行った場合に、一定の限度額(20万円)内において、かかった費用の9割(1割負担の場合)が介護保険の給付費として、市から払い戻される。	—	—
地域包括支援センター	介護保険法 第115条の46第1項	地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、包括的支援事業などを地域で一体的に実施する施設。具体的には、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つの業務を地域で一体的に実施する。設置主体は市町村。	公益事業	地域包括支援センター の受託経営

# 高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)	介護保険法 第115条の45第1項	市町村が中心となって、地域の実情に応じた、高齢者の状態や必要性に合わせて多様なサービスを提供する事業。 総合事業は、2015年の介護保険法の改正により、介護保険から切り離された要支援の介護予防給付の一部（訪問介護と通所介護）に、従来の市区町村で行われていた介護予防事業が合体して編成し直され、新しく生まれた制度。	—	—
介護予防・生活支援サービス事業	介護保険法 第115条の45第1項 第1号	介護保険の要支援認定を受けた高齢者及び基本チェックリストで事業対象者と認定された高齢者が利用できる。 基本チェックリストとは、65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能が衰えているところがないかどうかをチェックするためのもの。 自立生活又は社会参加の促進を目標とし、自宅の掃除や洗濯等の日常生活支援を行うサービス。運営主体や内容により次の5つの類型が想定される。 訪問型サービスA：民間企業などが現行の基準を緩和し実施する。 訪問型サービスB：住民主体による支援。 訪問型サービスC：保健・医療の専門職が短期間集中で実施する。 訪問型サービスD：移動支援。	—	—
第1号訪問事業 (訪問型サービス)	介護保険法 第115条の45第1項 第1号イ	身体機能及び生活機能の改善を主眼とし、体操教室や栄養改善等のプログラムを提供するサービス。運営主体や内容により次の4つの類型が想定される。 通所型サービスA：民間企業などが現行の基準を緩和し実施する。 通所型サービスB：住民主体による支援。 訪問型サービスC：保健・医療の専門職が短期間集中で実施する。	旧介護予防訪問介護と同じ基準で指定事業者が実施するサービスは第二種社会福祉事業、その他は公益事業	老人居宅介護等事業 (第二種社会福祉事業の場合)
第1号通所事業 (通所型サービス)	介護保険法 第115条の45第1項 第1号ロ	栄養改善や安否確認を目的とした配食サービス、住民ボランティアによる訪問見守り、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供など、地域の実情に応じて行う。 総合事業の利用者の状況に合った適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成してケアマネジメントを行う。	旧介護予防通所介護と同じ基準で指定事業者が実施するサービスは第二種社会福祉事業、その他は公益事業	老人デイサービス事業 (又は老人デイサービスセンター) (第二種社会福祉事業の場合)
第1号生活支援事業 (その他生活支援サービス)	介護保険法 第115条の45第1項 第1号ハ	市町村が主体となり行う、65歳以上のすべての高齢者が利用できる健康づくりや介護予防に関する取組み	公益事業	実施する事業による
第1号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)	介護保険法 第115条の45第1項 第1号ニ	市町村が主体となり行う、65歳以上のすべての高齢者が利用できる健康づくりや介護予防に関する取組み	公益事業	実施する事業による
一般介護予防事業	介護保険法 第115条の45第1項 第2号	市町村が主体となり行う、65歳以上のすべての高齢者が利用できる健康づくりや介護予防に関する取組み	—	—
介護予防把握事業	ガイドライン告示 (平成27年3月31日厚生労働省告示第196号)	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、引きこもり等何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。	公益事業	実施する事業による
介護予防普及啓発事業	ガイドライン告示 (平成27年3月31日厚生労働省告示第196号)	住民に介護予防の基本的な知識を持ってもらうため、パンフレットの配布や講座等の開催、地域における自主的な介護予防のための活動の支援等、介護予防活動の普及・啓発を行う。	公益事業	実施する事業による
地域介護予防活動支援事業	ガイドライン告示 (平成27年3月31日厚生労働省告示第196号)	介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施等を行う。	公益事業	実施する事業による

## 高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
一般介護予防事業評価事業	ガイドライン告示 (平成27年3月31日厚生 労働省告示第196号)	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を行う。	公益事業	実施する事業による
地域リハビリテーション活動支援事業	ガイドライン告示 (平成27年3月31日厚生 労働省告示第196号)	通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等でリハビリテーション専門職等に関与させ、それらと連携しながら介護予防の取組みを総合的に支援する。	公益事業	実施する事業による
共生型サービス	介護保険法 第72条の2	介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする制度。共生型サービスとして指定を受ければ、いずれか一つの事業所において、高齢者と障がい者がサービスを受けられるようになる。	指定を受ける事業の取 扱いに従う	指定を受ける事業の取 扱いに従う

障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項	施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援を行う施設。施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を行う。	第一種社会福祉事業	障害者支援施設
施設障害福祉サービス	障害者総合支援法第5条第1項	障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）及び児童福祉施設で行われる施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型をいう。		
施設入所支援	障害者総合支援法第5条第10項	施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援を行う。		
生活介護	障害者総合支援法第5条第7項	障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる生活介護		
自立訓練	障害者総合支援法第5条第12項	障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる自立訓練		
就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項	障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる就労移行支援		
就労継続支援B型	障害者総合支援法第5条第14項	障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる就労継続支援B型		
障害福祉サービス事業	障害者総合支援法第5条第1項	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助（施設障害福祉サービスを除く。）を行う事業をいう。	第二種社会福祉事業	障害福祉サービス事業
居宅介護□（ホームヘルプ）	障害者総合支援法第5条第2項	ホームヘルパーが障がい者（児）の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行う（サービスの内容として、身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助がある。）。		
重度訪問介護	障害者総合支援法第5条第3項	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常時介護を必要とする障がい者に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。		
同行援護	障害者総合支援法第5条第4項	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）することともに、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を行う。		
行動援護	障害者総合支援法第5条第5項	知的障がい・精神障がいにより自分一人で行動することが著しく困難で、常時介護を必要とする障がい者（児）に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出前後の着替えや移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。		

# 障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
療養介護	障害者総合支援法 第5条第6項	病院に長期入院し、医療と併せて常時介護を必要とする障がい者に対して、主として昼間に病院で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の世話を行う。		
生活介護	障害者総合支援法 第5条第7項	常時介護を必要とする障がい者に対して、主として昼間に障がい者支援施設等で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会等を提供する。	(障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる生活介護を除く。)	
短期入所(ショートステイ)	障害者総合支援法 第5条第8項	自宅で介護する人が病気の場合などに、自宅での生活に支障がある障がい者(児)を、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、必要な支援を行う。		
重度障害者等包括支援	障害者総合支援法 第5条第9項	常時介護を要し、介護の必要度が特に高い障がい者(児)に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。		
自立訓練	障害者総合支援法 第5条第12項	障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等の支援を行うもので、次の3つがある。	(障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる自立訓練を除く。)	
自立訓練 (機能訓練)	障害者総合支援法規則 第6条の6第1号 第6条の7第1号	身体障がい者に対し、施設又は居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等を行う。		
自立訓練 (生活訓練)	障害者総合支援法規則 第6条の6第2号 第6条の7第2号	知的障がい者又は精神障がい者に対し、施設又は居宅において入浴、排せつ、食事などの自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行う。		
宿泊型自立訓練	障害者総合支援法規則 第25条第6号	知的障がい者又は精神障がい者に対し、夜間や休日に、施設の居室を利用してしながら、家事などの日常生活能力を向上させる生活訓練等を行う。		
就労移行支援	障害者総合支援法 第5条第13項	一般企業への就労を希望する65歳未満の障がい者に対し、一定期間、生産活動等の機会の提供を通じて行う就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓、職場定着のための必要な相談、支援等を行う。	(障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる就労移行支援を除く。)	
就労継続支援	障害者総合支援法 第5条第14項	一般企業等への就職が困難な障がい者に対し、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うもので、次の2つがある。		
就労継続支援A型	障害者総合支援法規則 第6条の10第1号	継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、雇用契約を基づき支援する。雇用契約を締結した者は、労働基準法その他の労働関係法規の適用を受ける「労働者」に該当する。		
就労継続支援B型	障害者総合支援法規則 第6条の10第2号	就労の機会等を通じて生産活動の知識及び能力の向上や維持が見込まれる障がい者に対し、雇用契約は結ばず支援する。1月当たりの工賃は、平均3,000円以上とされている。	(障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる就労継続支援B型を除く。)	

障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
就労定着支援	障害者総合支援法 第5条第15項	就労移行支援等を利用して一般就労した障がい者に対し、就労の継続を図るため、就労に伴い生じる生活面での課題を把握するとともに、課題の解決に向けた企業や医療機関との連絡調整や指導・助言等の支援を行う。		
自立生活援助	障害者総合支援法 第5条第16項	居宅で生活する単身等の障がい者に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、居宅での自立した日常生活を営む上での問題等を把握し、必要な情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。		
共同生活援助(グループホーム)	障害者総合支援法 第5条第17項	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うもので、次の3つがある。		
共同生活援助 (介護サービス包括型)	障害者総合支援法 第5条第17項	事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行う。		
日中サービス支援型 共同生活援助	基準省令 第213条の2	事業所の従業者が、24時間体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行う。		
外部サービス利用型 共同生活援助	基準省令 第213条の12	事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助のみを行い、入浴等の介護は事業所が委託契約を結んだ指定居宅介護事業者が行う。		
一般相談支援事業	障害者総合支援法 第5条第18項	基本相談支援に加え、地域相談支援を行う。施設や病院等に入所・入院している障がい者が地域生活へ移行するための支援を行う。また、居宅において単身等で生活している障がい者の常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行う。 障がい者や家族からの相談に応じて、障がい福祉に関する様々な内容に関し、情報提供や助言を行うとともに、市区町村や福祉・就労・保健・医療等の各種サービスとの連絡調整等を行う。全ての相談支援業務(計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援)において共通するベースとなるもの。	第二種社会福祉事業	一般相談支援事業
基本相談支援	障害者総合支援法 第5条第19項	障がい者や家族からの相談に応じて、障がい福祉に関する様々な内容に関し、情報提供や助言を行うとともに、市区町村や福祉・就労・保健・医療等の各種サービスとの連絡調整等を行う。全ての相談支援業務(計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援)において共通するベースとなるもの。		
地域相談支援	障害者総合支援法 第5条第18項	一般相談支援事業者が行うもので、地域移行支援と地域定着支援からなる。		
地域移行支援	障害者総合支援法 第5条第20項	施設や精神科病院からの退所・退院に当たって支援を要する障がい者に対し、施設や病院の職員と連携しながら、住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスでの体験利用、体験宿泊等を行う。		
地域定着支援	障害者総合支援法 第5条第21項	居宅において単身等で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の支援を行う。		

障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
特定相談支援事業	障害者総合支援法 第5条第18項	基本相談支援に加え、計画相談支援を行う。障害福祉サービスの利用申請に当たり、ケアマネジメントプロセスに沿って障がい者(児)本人の意思と同意のもとにサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに検証(モニタリング)を行い、計画の見直し等を行うとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整などの支援を行う。	第二種社会福祉事業	特定相談支援事業
基本相談支援	障害者総合支援法 第5条第19項	障がい者や家族からの相談に応じて、障がい福祉に関する様々な内容に関し、情報提供や助言を行うとともに、市区町村や福祉・就労・保健・医療等の各種サービスとの連絡調整等を行う。全ての相談支援業務(計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援)において共通するサービスとなるもの。		
計画相談支援	障害者総合支援法 第5条第18項	特定相談支援事業者が行うもので、サービス利用支援と継続サービス利用支援からなる。		
サービス利用支援	障害者総合支援法 第5条第22項	障がい者の心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類・内容を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成する。		
継続サービス利用支援	障害者総合支援法 第5条第23項	サービス等利用計画が適切かどうかを一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行う。		
市町村の地域生活支援事業	障害者総合支援法 第77条	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施する。市町村が行う必須事業は次のとおり。 ①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業	—	—
移動支援事業	障害者総合支援法 第5条第26項	外出が困難な障がい者(児)に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時に、ガイドヘルパーを派遣し、目的地までの誘導、移動中の付き添い及び促し、外出先での読み書き、見守り、排せつ、食事、車いす等の介助などの移動において必要な介助及び介護を行う。	第二種社会福祉事業	移動支援事業
地域活動支援センター	障害者総合支援法 第5条第27項	障がい者(児)に創作的活動又は生産活動の機会の提供することにより、社会との交流の促進し、自立した生活を支援する施設。次の3類型がある。	第二種社会福祉事業	地域活動支援センター
地域活動支援センターⅠ型	地域活動支援事業 実施要綱 別記10の2(1)ア	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための事業を実施するとともに、相談支援事業を行う。		
地域活動支援センターⅡ型	地域活動支援事業 実施要綱 別記10の2(1)イ	地域において就労が困難な在宅障がい者に対し、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を行う。		

# 障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
地域活動支援センターⅢ型	地域活動支援事業 実施要綱 別記10の2(1)ウ	旧小規模作業所の運営実績を5年以上有するもので、創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う。	第二種社会福祉事業	福祉ホーム
	福祉ホーム			
その他	障害者総合支援法 第5条第28項	家庭環境、住宅事情等の理由により、居室において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。常時の介護や医療を必要とする状態にある場合は対象外。	公益事業	市町村の相談支援事業 (受託事業)
	相談支援事業	障がい者や保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるように支援する。市町村が行う事業だが、指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援業者に委託することができる。	公益事業	自立支援医療
	自立支援医療	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するため公費で医療費を給付する。指定を受けた受給者証に記載された指定自立支援医療機関における治療や調剤、訪問看護等が給付の対象になる。次の3種類がある。		
	育成医療	身体障害者手術の交付を受けた障がい者(18歳以上)で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者に対して、生活の能力を得るために必要な医療を行う。		
	更生医療	身体に障がいのある児童(18歳未満)で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者に対して、その更生のために必要な医療を行う。		
精神通院医療	統合失調症などの精神疾患のある者で、通院による精神医療が継続的に必要な者に対し、病院又は診療所へ入院することなく精神医療を行う。			
補装具	障害者総合支援法 第5条第25項	障がい者(児)が日常生活において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用(基準額)から所得に応じた自己負担額を差し引いた額を補装具費として市町村から支給する。		
障害児入所施設	児童福祉法 第42条	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与等を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。	第一種社会福祉事業	障害児入所施設
	福祉型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与等を行う施設。		
	医療型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うとともに、治療を行う施設。福祉型との違いは医療の提供の有無。自閉症児、肢体不自由児、重症心身障がい児が対象。		
	障害児入所支援	障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う。また、これらの障がい者のうち自閉症児、肢体不自由児、重症心身障がい児に対して、治療を行う。		

# 障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
障害児通所支援事業	児童福祉法第6条の2の2第1項	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業をいう。	第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業
児童発達支援	児童福祉法第6条の2の2第2項	未就学の障がい児を通じて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。次の2類型がある。		
児童発達支援センター	児童福祉法第6条の2の2第2項第43条第1号	児童福祉施設として、施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。		
児童発達支援事業	児童福祉法第6条の2の2第2項	児童発達支援センター以外の事業所で行う児童発達支援で、もっぱら利用障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場。		
医療型児童発達支援	児童福祉法第6条の2の2第3項第43条第2号	未就学の障がい児を通じて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療を行う。児童福祉施設である医療型児童発達支援センター又は指定医療機関で支援を行う。上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援等が必要な児童が対象。		
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項	学校通学中の障がい児を通じて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。提供するサービスは、自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会を提供、余暇の提供など。		
居宅訪問型児童発達支援	児童福祉法第6条の2の2第5項	重度の障がい等により、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。		
保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第6項	保育所等に通う障がい児について、障がい児に対する指導経験のある訪問支援員が通い先の保育所等を訪問し、障がい児に対する集団生活に適応するたため専門的な訓練や、保育所等のスタッフに対する支援方法等の指導を行う。		
障害児相談支援事業	児童福祉法第6条の2の2第7項	障害児相談支援を行う事業をいう。	第二種社会福祉事業	障害児相談支援事業
障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第7項	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。障がい児が障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）を利用するに当たり、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、計画の見直し等を行う。		

# 障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称	名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	障がい児支援利用援助	児童福祉法 第6条の2の2第8項	障がい児通所支援の利用申請手続において、障がい児の心身の状況やその置かれている環境、障がい児又は保護者の意向等を勘案し、利用する障がい児通所支援の種類・内容を定めた障がい児通所支援利用計画を作成し、給付決定等があった後に、指定障がい通所支援事業者等との連絡調整を行うとともに、給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画を作成する。		
	継続障がい児支援利用援助	児童福祉法 第6条の2の2第9項	障がい児支援利用計画が適切かどうかを一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行う。		
共生型サービス		介護保険法 第72条の2	⇒高齢・介護分野の事業	指定を受ける事業の取扱いに従う	指定を受ける事業の取扱いに従う

# 子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
児童福祉施設				
助産施設	児童福祉法 第7条第1項 第36条	次に掲げる施設をいう。  保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を入院させて、分娩の前後の処置及び看護をする施設	—	—
乳児院	児童福祉法 第37条	保護者のいない乳幼児及び保護者の事情で家庭での養育が困難又は不適当な乳幼児を預かって養育する施設。短時間の利用や子育てに関する相談なども行う。対象者は、原則として乳児（1歳未満）だが、特に必要がある場合は、小学校就学前の幼児も入所できる。	第二種社会福祉事業	助産施設
母子生活支援施設	児童福祉法 第38条	18歳未満の子どものいる母子家庭などで、離婚等により生活や子どもの養育が困難となった場合、母子を共に入所させて保護し、自立支援のための就労、家庭生活、児童の教育等に関する相談や助言を行う施設。DVなどの被害者の一時保護も行う。	第一種社会福祉事業	乳児院
保育所（認可保育所）	児童福祉法 第39条第1項	⇒（特定）教育・保育施設	第二種社会福祉事業	母子生活支援施設
幼保連携型認定こども園	児童福祉法 第39条の2第1項 認定こども園法 第2条第7項	⇒（特定）教育・保育施設	第二種社会福祉事業	保育所
児童厚生施設	児童福祉法 第40条	遊び通じて子どもを健全に育成することを目的とする施設で、児童遊園、児童館などがあり、児童の遊びを指導する児童厚生員がいる。子どもも意思で自由に利用することができるときの唯一の児童福祉施設。いじめ、虐待等の課題の早期発見など福祉的機能も期待されている。	第二種社会福祉事業	幼保連携型認定こども園
児童養護施設	児童福祉法 第41条	保護者のいない児童、虐待されている児童、家庭環境や様々な事情により家庭での養育が難しい児童を入所させて養護を行う施設。また、退所した者に対する相談その他の自立のための援助も併せて行う。	第一種社会福祉事業	児童厚生施設
障害児入所施設	児童福祉法 第42条	⇒障がい分野の事業	第一種社会福祉事業	児童養護施設
児童発達支援センター	児童福祉法 第6条の2の2第2項 第43条	⇒障がい分野の事業	第二種社会福祉事業	障害児入所施設
児童心理治療施設	児童福祉法 第43条の2	軽度の情緒障がい等を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、情緒障がいの治療し、また、退所した者について相談その他の援助を行い、自立のための援助を行う施設	第一種社会福祉事業	障害児発達支援事業
児童自立支援施設	児童福祉法 第44条	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて生活指導、学習指導、職業指導等を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図る施設	第一種社会福祉事業	児童心理治療施設
				児童自立支援施設

# 子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
児童家庭支援センター	児童福祉法第44条の2第1項	児童養護施設等の入所型施設に付設され、児童と家庭に関する相談・助言、児童相談所からの委託による指導、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行う施設	第二種社会福祉事業	児童家庭支援センター
(特定) 教育・保育施設	子ども・子育て支援法第7条第4項 第27条第1項	次に掲げる施設をいう。 施設型給付費の支給に係る施設として市町村長が確認した教育・保育施設を「特定教育・保育施設」という。	—	—
保育所 (認可保育所)	児童福祉法第39条第1項	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設 (利用定員は20人以上)	第二種社会福祉事業	保育所
認定こども園	認定こども園法第2条第6項	小学校就学前の子どもに対する教育・保育及び地域の保護者に対する子育てで支援を一体的に行う施設で、次の機能を備え、都道府県が条例で定める基準を満たすものは、都道府県知事の認定を受けることである。 (1) 就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能 (2) 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能	—	—
幼保連携型認定こども園	認定こども園法第2条第7項	幼稚園的機能 (学校) と保育所的機能 (児童福祉施設) の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ。設置者は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみ (認定こども園法第12条)。	第二種社会福祉事業	幼保連携型認定こども園
幼稚園型認定こども園	認定こども園法第3条 幼保連携型認定こども園以外の基準告示第一の一	幼稚園 (学校) が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えるタイプ。設置者は、国、地方公共団体、学校法人のみ (学校教育法第2条。経過措置あり)。	—	—
保育所型認定こども園	認定こども園法第3条 幼保連携型認定こども園以外の基準告示第一の二	認可保育所 (児童福祉施設) が、保育と必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えるタイプ。	第二種社会福祉事業	保育所
地方裁量型認定こども園	認定こども園法第3条 幼保連携型認定こども園以外の基準告示第一の三	認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。	—	—
幼稚園 (従来型)	学校教育法第22条	3歳になった春から小学校入学前までの幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。国、地方公共団体、学校法人のほか、当分の間、学校法人以外の者も設置できる (学校教育法第2条、同法附則第6条)。	(公益事業)	(幼稚園)
幼稚園 (新制度移行園)	子ども・子育て支援法第27条第1項 第31条第1項	幼稚園のうち、市町村計画で把握された教育ニーズに対応するための施設型給付費の対象施設として市町村長の確認を受けた (特定教育・保育施設となった) もの。	(公益事業)	(幼稚園)
家庭的保育事業等 = (特定) 地域型保育事業	児童福祉法第24条第2項 子ども・子育て支援法第7条第5項、第29条第1項	次に掲げる事業をいう。 地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市町村長が確認した地域型保育を行う事業者を「特定地域型保育事業者」という。	—	—

# 子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
家庭的保育事業	児童福祉法第6条の3第9項	保育を必要とする0歳児から2歳児までの乳児・幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、定員5人以下の家庭的な雰囲気の下できめ細やかな保育を行う事業	公益事業	家庭的保育事業
小規模保育事業	児童福祉法第6条の3第10項	保育を必要とする0歳児から2歳児までの乳児・幼児について、定員6人以上19人以下の比較的小規模な施設において、家庭的保育に近い雰囲気の下できめ細やかな保育を行う事業。主な基準は次のとおり。 ・職員数:保育所の配置基準+1人 ・職員資格:保育士(全員) ・定員:6人以上19人以下 ・保育室の面積:0・1歳児…1人当たり3.30㎡/2歳児…1人当たり1.98㎡	第二種社会福祉事業 (定員9人以下は公益事業)	小規模保育事業
小規模保育事業A型	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第28条～第30条	・職員数:保育所の配置基準+1人		
小規模保育事業B型	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第31条～第32条	・職員資格:1/2以上が保育士		
小規模保育事業C型	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第33条～第36条	・定員:6人以上19人以下 ・保育室の面積:0・1歳児…1人当たり3.30㎡/2歳児…1人当たり1.98㎡ ・職員数:0～2歳児3:1(補助者を置く場合は5:2) ・職員資格:家庭的保育者		
居宅訪問型保育事業	児童福祉法第6条の3第11項	保育を必要とする0歳児から2歳児までの乳児・幼児について、利用者の居宅において、家庭的保育者が保育を行う事業	公益事業	居宅訪問型保育事業
事業所内保育事業	児童福祉法第6条の3第12項	企業などが0歳児から2歳児までの乳児・幼児を対象に、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもについて、事業所の施設等において、保育を行う事業	公益事業	事業所内保育事業
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条	市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て家庭等を対象として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。実施主体は市町村だが、市町村が認めた者に委託することができる。	—	—
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	児童福祉法第6条の3第2項	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	第二種社会福祉事業	放課後児童健全育成事業
子育て短期支援事業	児童福祉法第6条の3第3項	保護者が疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等において、一時的に児童を預かる事業。次の2つの種類がある。 保護者の疾病や仕事等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で7日間程度預かる。 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることとで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。	第二種社会福祉事業	子育て短期支援事業
夜間養護等(トワイライトステイ)事業	子育て短期支援事業実施要綱3(2)			

# 子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	児童福祉法 第6条の3第4項	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みへの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る事業	第二種社会福祉事業	乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業	児童福祉法 第6条の3第5項	子育てに不安や孤立感を抱えていたり、様々な理由で子どもの養育支援を必要としている家庭に対して、保健師、助産師、保育士等を派遣し、育児や家事の援助及び指導助言を行う事業	第二種社会福祉事業	養育支援訪問事業
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	児童福祉法 第6条の3第6項	身近な地域の子育て家庭の支援を行うため、概ね0歳から3歳までの乳幼児とその保護者が一緒に遊んで過ごせる場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業	第二種社会福祉事業	地域子育て支援拠点事業
(子育てひろば事業Ⅰ型) (簡易型) (市独自事業、都・規定なし)	児童福祉法 第48条の4第1項 町田市マイ保育園 事業加算補助金交 付要綱第3第5号	在宅子育て家庭が地域の認可保育園に登録することで、子育て相談や身長・体重測定等が受けられる「マイ保育園事業」を行うほか、次の事業を行う。 ・地域の子育て関連情報の提供(子育て情報提供事業) ・1週当たり5時間以上の子育て等に関する相談・援助(子育て相談事業)	(子育てひろば事業Ⅰ型は、市独自事業のため公益事業)	
子育てひろば事業Ⅱ型 (都単型) 都・子育てひろば事業A型	児童福祉法 第6条の3第6項 町田市マイ保育園 事業加算補助金交 付要綱第3第6号	マイ保育園事業を行うほか、次の事業を行う。 ・主として概ねおおむね3歳未満の児童及び保護者の交流の場の提供と交流の促進(つどいの場提供事業) ・子育て情報提供事業		
子育てひろば事業Ⅲ型 (基礎型) 都・子育てひろば事業B型	児童福祉法 第6条の3第6項 町田市マイ保育園 事業加算補助金交 付要綱第3第7号	マイ保育園事業を行うほか、1週当たり3日以上かつ1日5時間以上拠点施設を開設し、次の事業を行う。 ・つどいの場提供事業 ・子育て情報提供事業		
子育てひろば事業Ⅳ型 (拠点型) 都・子育てひろば事業B型	児童福祉法 第6条の3第6項 町田市マイ保育園 事業加算補助金交 付要綱第3第8号	マイ保育園事業を行うほか、1週当たり5日以上かつ1日6時間以上拠点施設を開設し、次の事業を行う。 ・つどいの場提供事業 ・子育て情報提供事業 ・子育て相談事業		
子育てひろば事業Ⅴ型 (地域子育て相談センター) 都・子育てひろば事業C型	児童福祉法 第6条の3第6項	町田市では、子育て推進課により市立保育園5か所に地域子育て相談センターを設置し、次の事業を行っている。 ・地域の子育て関係機関ネットワークの構築・推進 ・子育てに関する相談・支援 ・支援を必要とする児童等に関する相談・支援 ・乳幼児とその家族等が相互の交流を行う場所の提供 ・地域の子育てに関する情報の集約・提供 ・ボランティアの受入れ・養成等		

# 子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
一時預かり事業	児童福祉法第6条の3第7項	保護者の傷病等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とするとき、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業。次の4つの方法がある。	第二種社会福祉事業	一時預かり事業
一般型 (基幹型加算)	一時預かり事業実施要綱4(1)	保育所、地域子育て支援拠点等において、乳幼児を一時的に預かるもの。		
幼稚園型	一時預かり事業実施要綱4(2)	幼稚園の在園児を主な対象として一時預かり事業を実施するもの。		
余裕活用型	一時預かり事業実施要綱4(3)	保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施するもの。		
居宅訪問型	一時預かり事業実施要綱4(4)	居宅訪問型保育事業者により、児童の居宅において一時預かりを実施するもの。		
延長保育事業	子ども・子育て支援法第59条第2号	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業	(本体事業と一体的に実施するので定款への記載は不要)	—
一般型	延長保育事業実施要綱4(1)	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、駅前など利便性の高い場所、公共施設の空き部屋等において行う。		
訪問型	延長保育事業実施要綱4(2)	居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合、又は保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合に、児童の居宅において行う。		
病児保育事業	児童福祉法第6条の3第13項	病中又は病気の回復期にあることから集団保育が困難であつて、保護者が勤務等の理由により家庭で保育できない児童に対し、保育所、医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業。次の4つの事業類型がある。	第二種社会福祉事業 (常時保護を受ける者が20人に満たない場合は、公益事業)	病児保育事業
病児対応型	病児保育事業実施要綱4(1)	児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する。		
病後児対応型	病児保育事業実施要綱4(2)	児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間に、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する。		
体調不良児対応型	病児保育事業実施要綱4(3)	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所時に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する。		
非施設型(訪問型)	病児保育事業実施要綱4(4)	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育する。		
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童福祉法第6条の3第14項	育児の手助けをしたい人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)からなる会員組織で、仕事と育児の両立を支援するため、会員同士で地域において育児に関する援助活動を行う事業	第二種社会福祉事業	子育て援助活動支援事業

# 子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)	
利用者支援事業	子ども・子育て支援法第59条第1号	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。町田市では、子育て推進課により市立保育園5か所に地域子育て相談センターを設置するほか、保育・幼稚園課管理係の保育コンシェルジュ及び保健予防課母子保健係の保健師による面接によって事業を行っている。	第二種社会福祉事業	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援法第59条第3号	—	—	
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	子ども・子育て支援法第59条第4号	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業	—	—
	その他要保護児童等の支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	子ども・子育て支援法第59条第8号	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関の職員の専門性強化とネットワーク機能間の連携強化を図る取組みを実施する事業	—	—
	妊婦健康診査	母子保健法第13条第1項	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	—	—
	児童自立生活援助事業（自立支援ホーム）	児童福祉法第6条の3第1項	義務教育修了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等に対し、これらからの者が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業	第二種社会福祉事業	児童自立生活援助事業
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童福祉法第6条の3第8項	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童について、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う事業	第二種社会福祉事業	小規模住居型児童養育事業
	仕事・子育て両立支援事業	子ども・子育て支援法第59条の2第1項	子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育事業等を行う企業に対して、政府が行う助成・援助事業	—	—
		企業主導型保育事業	企業主導型保育事業費補助金実施要綱	(公益事業) (通常は想定されない)	—
		単独設置型・共同設置型	要綱第3の1(1)	企業が、自ら事業所内保育施設を設置し、事業を実施するもの。	—
共同利用型		要綱第3の1(2)	保育事業実施者が設置した認可外保育施設を、企業が活用するもの。	—	
保育事業者設置型	要綱第3の1(3)	既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の企業が活用するもの。	—	—	
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	ベビーシッター派遣事業実施要綱	残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスの就労のために利用した場合に、その労働者が支払う利用料の一部又は全部を内閣府が助成する事業	(公益事業) (通常は想定されない)	—	

# 子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
認可外保育施設 (広義)	—	認可保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園以外の子どもを預かる施設 (保育者の自宅で行うもの、少人数のものも含む。) の総称。施設の種類は、保育所、保育園、保育室、託児所、ベビールームなど様々。施設・設備や保育の内容も、施設によって相当異なっている。すべての施設が、都道府県が行う指導監督の対象となる。認可保育所という制度になじまない、特定の子どもを預かる施設や特徴的な教育プログラムを実施する施設もあり、認可保育所より劣っていると一概にはいえない。	(公益事業) (通常は想定されない)	—
保育機能施設	認定こども園法 第2条第4項	1日に保育する子どもの数が6人以上の認可外保育施設 (臨時に設置される施設を除く。) のこと。		
認証保育所	東京都認証保育所 事業実施要綱	2001年に創設された東京都独自の基準により設置された保育所。認可保育所よりも開所時間が長く (7~20時の13時間開所が基本)、全施設で0歳児保育を行うなど、共働き世帯などの都市型保育ニーズに対応している。定員・施設面積などの設置基準は認可保育所より緩やかで、A型 (駅前基本型) とB型 (小規模・家庭的) の2種類がある。		
認可外保育施設 (狭義)	第59条の2第1項 認可外保育施設指導監督基準	認可外保育施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に届け出たもの。1日に保育する子どもの数が6人以上の施設は、届出の義務がある。都内では、すべての施設が開設・変更・廃止・休止の届出を行う必要がある。また、開設・運営に当たっては、児童の安全及び適切な保育水準確保の観点から「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める基準を満たす必要がある。		

その他の分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠法令	根拠条文	説明	社会福祉上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
保護施設	生活保護法	第38条第1項	次に掲げる施設をいう。 救護施設以外の施設は、障がい者施策などの他法の整備・拡充により施設数が減少している。一方、救護施設は、他法の施設の入所待機者や他法の施設では受け入れが困難とされる人々が利用し、施設数も増加傾向にある。	—	—
救護施設	生活保護法	第38条第2項	身体上又は精神上に著しい障がいがあるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護する施設。 入所と通所によるサービスの差が実施され、重複障がいがあるために各法による施設にまじまない者や、長期入院していた精神障がい者の退院先の受け皿として利用されている。	第一種 社会福祉事業	救護施設
更生施設	生活保護法	第38条第3項	身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護する施設	第一種 社会福祉事業	更生施設
医療保護施設	生活保護法	第38条第4項	医療費の負担能力のない行旅病人等に対して入院等の治療を実施したり、住所不定者等に対して寝具や日常生活用具を含めた包括的医療を提供したりする施設。具体的には、指定病院や診療所の許可病床であるため、病院に付随する機能の施設といえる。	第一種 社会福祉事業	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を運営する事業
授産施設（保護授産施設）	生活保護法	第38条第5項	身体上、精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能修得のために必要な機会及び便宜を与えて、自立と生活安定を図ることを目的とする通所施設		
宿所提供施設	生活保護法	第38条第6項	住居のない要保護者の世帯に対して住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用がある。 戦後の混乱期に、住居を失った者、海外からの引揚者等に対して住居を提供してきたが、施設数は激減している。現在では、精神障がい者等が社会復帰する際の一時的な生活の場として利用されることが多い。		
葬祭扶助	生活保護法	第18条	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、葬祭を行うときに扶助を行う事業。遺体の運搬や火葬、納骨その他の葬祭に必要な費用を現金で給付する。	第一種 社会福祉事業	生計困難者に対して助葬を行う事業
婦人保護施設	売春防止法	第36条	売春を行うおそれのある女性を入所させ、社会復帰に必要な生活指導や職業指導、授産、就職指導を行う施設。また、DV防止法に基づき被害者の保護を行う施設	第一種 社会福祉事業	婦人保護施設
授産施設（社会事業授産施設）	社会福祉法	第2条第2項第7号	労働力の比較的低い生活困難者に対して、施設を利用させることによって、就労の機会を与え、又は技能を修得させ、これらの者の保護と自立更生を図る施設	第一種 社会福祉事業	授産施設
生活福祉資金貸付制度	社会福祉法	第2条第2項第7号	生計困難者を対象として、生業資金又は生活資金等の一般的少額の資金を融通する事業	第一種 社会福祉事業	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

その他の分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠法令	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
生計困難者に対する相談支援事業、総合相談支援事業など	社会福祉法	第2条第3項第1号	生計困難者を対象として、相談業務、関係機関の連携の支援、医療や介護等の必要なサービスの費用等の全部又は一部を負担する経済的援助等を行う事業	第二種社会福祉事業	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
認定生活困窮者就労訓練事業	生活困窮者自立支援法	第16条	直ちに一般就労を行うことが困難な生活困窮者に対して、支援付きの就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行う事業	第二種社会福祉事業	認定生活困窮者就労訓練事業
養子縁組あっせん事業	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	第2条第4号	都道府県知事の許可を受けて養親希望者と児童との間の養子縁組のあっせんを行う事業	第二種社会福祉事業	養子縁組あっせん事業
母子家庭日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第17条第1項	母子家庭が、修学や病気などの理由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う事業	第二種社会福祉事業	母子家庭日常生活支援事業
父子家庭日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の7第1項	父子家庭が、修学や病気などの理由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う事業	第二種社会福祉事業	父子家庭日常生活支援事業
寡婦日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第33条第1項	寡婦が、修学や病気などの理由により一時的に生活援助が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う事業	第二種社会福祉事業	寡婦日常生活支援事業
母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第38条	ひとり親家庭の親と子の心身の健康を保持し、生活の向上を図るため、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置する施設。次の2種類がある。	第二種社会福祉事業	母子・父子福祉施設
母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第39条第2項	ひとり親家庭や寡婦の自立と生活の安定を図るため、生活、就業等の相談、生活指導、技能習得・教養講座の開催等を行う施設	第二種社会福祉事業	
母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第39条第3項	ひとり親家庭や寡婦の心身のリフレッシュを目的として、無料又は低額な料金でレクリエーションを提供する施設	第二種社会福祉事業	
身体障害者生活訓練等事業	身体障害者福祉法	第4条の2第1項	身体障がい者に対して、点字、手話、歩行及び発声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練その他の援助を提供する事業	第二種社会福祉事業	身体障害者生活訓練等事業
手話通訳事業	身体障害者福祉法	第4条の2第2項	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障がい者に対し、手話通訳等に関する便宜を供与する事業	第二種社会福祉事業	手話通訳事業
介助犬訓練事業	身体障害者福祉法	第4条の2第3項	介助犬の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障がい者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業	第二種社会福祉事業	介助犬訓練事業

その他の分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠法令	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
聴導犬訓練事業	身体障害者福祉法	第4条の2第3項	聴導犬の訓練を行うとともに、聴覚障がいのある身体障がい者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業	第二種社会福祉事業	聴導犬訓練事業
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法	第5条第1項	次に掲げる施設をいう。	—	—
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法	第31条	無料又は低額な料金で、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設。次の4つの種類がある。	第二種社会福祉事業	身体障害者福祉センター
身体障害者福祉センター A型	身体障害者社会参加支援施設及び運営に関する基準	第13条第1号	各種の相談に応じるほか、機能訓練や社会との交流の促進、スポーツ及びレクリエーションの指導、職員研修等を総合的に行う施設		
身体障害者福祉センター B型	身体障害者社会参加支援施設及び運営に関する基準	第13条第2号	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成等を行う施設		
在宅障害者デイサービス施設	改正前の身体障害者更生支援施設の設備及び運営に関する基準	第65条第3号	在宅の身体障がい者が自宅から通所し、創作的活動や機能訓練などを行う施設		
障害者更生センター	身体障害者社会参加支援施設及び運営に関する基準	第13条第3号	景勝地や温泉地などに設置され、身体障がい者とその家族が宿泊、休養できるほか、レクリエーションなどのための便宜を供与する施設		
補装具製作施設	身体障害者福祉法	第32条	無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設	第二種社会福祉事業	補装具製作施設
盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法	第33条	無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障がいのある身体障がい者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設	第二種社会福祉事業	盲導犬訓練施設
視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法	第34条	無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障がい者用の録音物、聴覚障がい者用の録画物等の製作及び貸出し、点訳者や手話通訳者の養成及び派遣等を行う施設	第二種社会福祉事業	視聴覚障害者情報提供施設
点字図書館	身体障害者社会参加支援施設及び運営に関する基準	第34条第1号	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物を貸し出す施設		
点字出版施設	身体障害者社会参加支援施設及び運営に関する基準	第34条第2号	無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設		

## その他の分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠法令	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
聴覚障害者情報提供施設	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準	第34条第3号	字幕(手話)入りビデオなど聴覚障がい者用の録画物の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、情報機器の貸し出し等を行う施設		
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法	第11条	身体障がい者に関する専門的知識と技術が必要とする相談・指導や医学的、心理学的、職能的な判定業務、補装具の適合判定、市町村に対する専門的な技術的援助指導、巡回相談、地域におけるリハビリテーションの推進などを行う都道府県の機関	第二種 社会福祉事業	身体障害者の更生相談に際する事業
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法	第12条	知的障がい者に関する専門的知識と技術が必要とする相談・指導や医学的、心理学的、職能的な判定業務、療育手帳の判定、市町村に対する専門的な技術的援助指導、巡回相談、地域生活支援の推進に関する業務などを行う都道府県の機関	第二種 社会福祉事業	知的障害者の更生相談に際する事業
無料低額宿泊事業	社会福祉法	第2条第3項第8号	生計困難者のために無料又は低額な料金で簡易住宅を貸付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	第二種 社会福祉事業	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
無料低額診療事業	社会福祉法	第2条第3項第9号	経済的理由により適切な医療を受けることが困難な人に対し、無料又は低額な料金で診療を行う事業。社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図ることとされている。	第二種 社会福祉事業	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
無料低額介護老人保健施設利用事業、 無料低額介護医療院利用事業	社会福祉法	第2条第3項第10号	経済的理由により適切な介護を受けることが困難な人に対し、無料又は低額な料金で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業	第二種 社会福祉事業	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
隣保事業	社会福祉法	第2条第3項第11号	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる隣保館等を設置し、地域住民に無料又は低額な料金で施設を利用させるほか、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行い、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図る事業	第二種 社会福祉事業	隣保事業
福祉サービス利用援助事業	社会福祉法	第2条第3項第12号	認知症や知的障がい、精神障がいなどによって必要な福祉サービスを自身の判断で適切に選択・利用することが難しい人に対して、福祉サービスの利用手続の援助を行うほか、金銭管理の手伝いや重要な書類の預かりなどを行う事業	第二種 社会福祉事業	福祉サービス利用援助事業
社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業	社会福祉法	第2条第3項第13号 第2条第4項第5号	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業(社会福祉事業の助成を行うもののうち、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないものを除く。)	第二種 社会福祉事業	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業